

○国土交通省告示第四百七十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号の規定に基づき、耐火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百九十九号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十二日

国土交通大臣 石井 啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第二 柱の構造方法は、次に定めるもの（第二号ハ並びに第三号ニ及びヘに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができ構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスチックその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 (略)

二 令第七十七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が二時間加えられた場合のものに限る。）に適合する柱の構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ・ロ (略)

ハ 鉄骨（断面積（平方ミリメートルで表した面積とする。次号ニ並びに第四第二号ニ及び第三号ニにおいて同じ。）を加熱周長（ミリメートルで表した長さとする。次号ニ並びに第四第二号ニ及び第三号ニにおいて同じ。）で除した数値が六・七以上のH形鋼並びに鋼材の厚さが九ミリメートル以上の角形鋼管及び円形鋼管に限る。）に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたもの
(1) 厚さが五十ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が〇・三五以上のものに限る。）に限る。）

(2) 厚さが五十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が〇・一五以上のものに限る。）に限る。）

三 令第七十七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る。）に適合する柱の構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。
イ・ハ (略)

改正前

第二 柱の構造方法は、次に定めるもの（第三号ニに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができ構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスチックその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 (略)

二 令第七十七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が二時間加えられた場合のものに限る。）に適合する柱の構造方法は、次のイ又はロに該当する構造とすることとする。

イ・ロ (略)

(新設)

三 令第七十七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る。）に適合する柱の構造方法は、次のイからホまでのいずれかに該当する構造とすることとする。
イ・ハ (略)

ニ 鉄骨（断面積を加熱周長で除した数値が六・七以上のH形鋼並びに鋼材の厚さが九ミリメートル以上の角形鋼管及び円形鋼管に限る。）に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの

(1)・(2) (略)
(3) 厚さが二十七ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が〇・一五以上のものに限る。）に限る。）

(4) (略)

ホ (略)

ヘ 木材又は鉄材に防火被覆（強化せつこうボードを二枚以上張つたもので、その厚さの合計が四十六ミリメートル以上のものに限る。）が設けられたもの

第三 床の構造方法は、次に定めるもの（第二号ホに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プasterその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 (略)

二 令第七十七条第一号及び第二号に掲げる技術的基準（第一号にあつては、通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る。）に適合する床の構造方法は、次のイからホまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 一 (略)

ホ 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、その表側の部分に防火被覆（強化せつこうボードを二枚以上張つたもので、その厚さの合

ニ 鉄骨（断面積（平方ミリメートルで表した面積とする。第四第三号ニにおいて同じ。）を加熱周長（ミリメートルで表した長さとする。第四第三号ニにおいて同じ。）で除した数値が六・七以上のH形鋼並びに鋼材の厚さが九ミリメートル以上の角形鋼管及び円形鋼管に限る。）に次の(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの

(1)・(2) (略)
(新設)

(3) (略)

ホ (略)

(新設)

第三 床の構造方法は、次に定めるものとする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プasterその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 (略)

二 令第七十七条第一号及び第二号に掲げる技術的基準（第一号にあつては、通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る。）に適合する床の構造方法は、次のイからニまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 一 (略)

(新設)

計が四十二ミリメートル以上のものに限る。)が設けられ、かつ、その裏側の部分又は直下の天井に防火被覆(強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十六ミリメートル以上のものに限る。)が設けられたもの

第四 はりの構造方法は、次に定めるもの(第二号二及び第三号二に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスチックその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 (略)

二 令第七十七条第一号に掲げる技術的基準(通常の火災による火熱が二時間加えられた場合のものに限る。)に適合するはりの構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イハ (略)

ニ 鉄骨(断面積を加熱周長で除した数値が、上フランジが床スラブに密着した構造で三面から加熱されるものにあつては六・一以上、その他のものにあつては六・七以上のH形鋼に限る。)に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたもの

(1) 厚さが四十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板(かさ比重が〇・三五以上のものに限る。))に限る。

(2) 厚さが四十七ミリメートル以上の繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板(かさ比重が〇・一五以上のものに限る。))に限る。

三 令第七十七条第一号に掲げる技術的基準(通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る。)に適合するはりの構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする

第四 はりの構造方法は、次に定めるもの(第三号二に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスチックその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 (略)

二 令第七十七条第一号に掲げる技術的基準(通常の火災による火熱が二時間加えられた場合のものに限る。)に適合するはりの構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イハ (略)

(新設)

三 令第七十七条第一号に掲げる技術的基準(通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る。)に適合するはりの構造方法は、次のイからホまでのいずれかに該当する構造とすることとする

イゝハ (略)

ニ 鉄骨(断面積を加熱周長で除した数値が、上フランジが床スラブに密着した構造で三面から加熱されるものにあつては六・一以上、その他のものにあつては六・七以上のH形鋼に限る。)に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたもの

第二三号ニ(1)又は(2)に該当するもの

(2) 厚さが二十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板(かさ比重が〇・一五以上のものに限る。))に限る。

ホ 第二三号へに定める構造

(略)

第五 令第七十七条第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造(第六号に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とすることとする。

一ゝ五 (略)

六 下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その屋内側の部分又は直下の天井に防火被覆(強化せつこうボードを二枚以上張つたもので、その厚さの合計が二十七ミリメートル以上のものに限る。)が設けられたもの

第六 令第七十七条第一号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造(第五号に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とすることとする。

イゝハ (略)

ニ 鉄骨(断面積を加熱周長で除した数値が、上フランジが床スラブに密着した構造で三面から加熱されるものにあつては六・一以上、その他のものにあつては六・七以上のH形鋼に限る。)に第二三号ニ(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたもの

(新設)

(新設)

ホ (新設)

(略)

第五 令第七十七条第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造とすることとする。

一ゝ五 (略)

(新設)

第六 令第七十七条第一号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造とすることとする。

一〇四 (略)

五 けた及び下地を木材で造り、かつ、その表側の部分及び裏側の部分に防火被覆（強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が二十七ミリメートル以上のものに限る。）が設けられたもの

一〇四 (略)
(新設)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。